

施設予約システム利用課連絡会議要綱

(設置)

第1条 浜松市スポーツ・文化施設予約システム(以下「システム」という。)を導入した施設について、利用の促進と円滑な運営を図り、市民サービスの向上に資するため、施設予約システム利用課連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設の制度の改善に関する事項
- (2) 施設の運営方法に関する事項
- (3) システムの運用に関する事項
- (4) システムの改善に関する事項
- (5) 前各号のほか、施設利用の促進や施設の円滑な運営に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別記に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 連絡会議に代表を置き、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 3 代表は、別記に掲げる者のうち、本庁課長の中から1年ごとに互選をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、代表が招集し、議長となる。

- 2 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 連絡会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 連絡会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(下部組織等)

第5条 連絡会議の所掌事項に関し、必要な事務調整を行うため、連絡会議の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議に委員が所属する課のうち、代表が指名する課の職員をもって組織する。
- 3 幹事会にリーダーを置き、代表が所属する課の職員をもってこれに充てる。
- 4 幹事会の会議は、リーダーが招集し、議長となる。
- 5 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、必要に応じ検討事項を連絡会議に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、代表の所属する課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは連絡会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

情報政策課長、市民協働推進課長、ユニバーサル社会・男女共同参画推進課長、文化政策課長、スポーツ振興課長、生涯学習課長、福祉総務課長、次世代育成課長、産業政策課長、農業振興課長、公園管理課長、中区まちづくり推進課長、東区まちづくり推進課長、西区まちづくり推進課長、西区舞阪地域自治センター地域振興課長、南区まちづくり推進課長、北区まちづくり推進課長、北区引佐地域自治センター地域振興課長、北区三ヶ日地域自治センター地域振興課長、浜北区まちづくり推進課長、天竜区振興課、天竜区まちづくり推進課長、天竜区佐久間地域自治センター地域振興課長、天竜区水窪地域自治センター地域振興課長、天竜区龍山地域自治センター地域振興課長

【参考】

組織図

